

## 西東京市教育委員会の教育目標

教育は、常に、普遍的かつ個性的な文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として自主的精神にみちた健全な人間の育成と、わが国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人の育成とを期して、行われなければならない。

同時に、教育は、社会の変化に対応して絶えずそのあり方を見直していかなければならないものであり、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成する教育が、重要になっている。

西東京市教育委員会は「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念とする西東京市総合計画を受けて、西東京市教育計画（教育プラン 21）を策定した。

この計画を実施することにより、今まで以上に学校が活性化し、子どもたちがいきいきと学校生活を過ごすとともに、市民一人一人の個性が尊重され、実生活に即した文化的教養が、より一層高まることを期待している。そのため、この計画で示した基本的な施策について、教育関係者をはじめ広く市民に周知を図るとともに、施策の実現に向けて取り組むこととするものである。

また、平成 18 年 12 月には教育基本法が改正され「公共の精神の尊重」や「豊かな人間性や創造性」、「家庭教育」、「幼児期の教育」、「学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力」等の内容が新たに規定された。

西東京市教育委員会は、このような考え方を踏まえ、以下の「教育目標」に基づき、東京都教育委員会と連携して、積極的に教育行政を推進していく。

西東京市教育委員会は、子どもたちが進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性豊かに成長することを願い、

互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間

社会の一員として、社会に貢献しようとする人間

自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての市民が教育に参加することを目指していく。

## 西東京市教育委員会の基本方針 に基づく平成 20 年度の主要施策

西東京市教育委員会は、「教育目標」を達成するために、以下の「基本方針」及び施策の方向に基づき、西東京市のあらゆる教育資源を有効に活用して、総合的に教育施策を推進する。

### 【基本方針 1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

多様な人々が共に暮らす西東京市にあって、すべての大人、子どもたちが人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会貢献しようとする精神が求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識、規範意識及び公共の精神を持ち自立した個人を育てる教育を推進する。

- (1) 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、「児童の権利に関する条約」や国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権教育を推進する。

人権施策推進指針に示された、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育等を通じて、発達段階や実態に応じた人権教育を効果的に進める。また、同和問題をはじめ様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進する。

相互に支え合う社会づくりを目指して、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実する。

- (2) 子どもたちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるとともに、社会貢献の精神をはぐくむため、家庭や地域と連携を図りながら、子どもの内面に根ざした道徳性を育成する。

社会の一員としての自覚を高め、健全で豊かな心を育成することをねらいとして、職場体験活動及び奉仕体験活動等を推進する。

学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進し、学校の道徳教育の充実を図る。そこで「道徳授業地区公開講座」を継続的に実施する。

11 月第 1 土曜日に実施する「東京都教育の日」を中心に、市民の教育への関心を高め、教育の充実と発展を図るため、学校・家庭・地域等が協働して取り組む。

- (3) 子どもたちが、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域の連携のもとに、「心とからだの健康づくり」を推進する。
- (4) いじめや暴力行為、不登校など、子どもの多様な課題の解決を目指し、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進める。また、非行防止や犯罪から身を守る教育（「セーフティ教室」）などをとおして、子どもの規範意識や自立心を育成する。そのため学校における危機管理体制など、組織的な取り組み及び関係各課・専門機関等と緊密に連携した総合的な支援体制の充実・強化を図る。

#### 【基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長】

国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。

そのために、基礎的な学力の向上を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視し、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

- (1) 国際社会の中で活躍し、わが国の発展に貢献する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす、多様な教育手法を充実させる。
- 幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校の校種間のつながりや学校間の連携を重視した教育を推進する。
- 子どもが自らの資質・能力を発見し、自己実現を図る力をはぐくむことができるよう、積極的に地域人材を活用した多様な学習プログラムの充実を図る。そのため「地域教育協力者活用事業」を活用し、外部指導者の導入の促進、地域の文化・スポーツ関係団体との連携などにより、部活動の振興を図る。
- (2) 基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、個に応じた多様な教育を一層推進する。少人数学習集団による授業、ティームティーチングの充実を図るなどして、また、各学校の実態に応じた柔軟な教育課程の編成のため、学期・休業日や小学校における教科担任制の在り方について検証する。
- (3) 国際化、情報化など社会の変化に対応するために、教育情報センターや学校図書館等の積極的な活用を図り、子どもが情報を主体的に選択・活用できる能力の育成を図るとともに、「西東京市立学校情報セキュリティポリシー」に基づき、個人情報保護と情報モラルの指導の徹底に努める。

- (4) 「西東京市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校の指導計画や読書環境の整備を進めるとともに、司書教諭等と学校図書館専門員が連携し、さらに保護者や地域の協力も得ながら、子どもの読書意欲を高め、自主的な読書活動の充実を図る。
- (5) 子どもに望ましい職業観・勤労観をはぐくむキャリア教育を小学校から組織的・系統的に推進するとともに、中学校における職場体験活動、就業体験等の一層の充実を図り、子どもの主体的な進路選択の実現に向けた教育を充実する。
- (6) 子どもの多様な個性、能力、適性や保護者の要請に応えるため、学校選択制を引き続き実施するとともに、各学校における創意工夫を生かした教育課程の編成及び特色ある教育活動の展開のため、「特色ある学校推進事業」の充実を図る。また、小・中一貫教育のあり方を検証する。
- (7) 心身に障害のある子どもの能力・特性等を十分に伸ばし、それぞれの障害の状態及び発達段階に応じた適切な特別支援教育の充実を図る。また、通常の学級に在籍する介助を要する児童及びその保護者への支援にも配慮する。
- 国や東京都の動向を踏まえ、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等を含め市における特別支援教育を円滑に進めるため、「教育相談の充実」「関連機関との連携」「地域社会による支援」等の視点から体制の整備を推進する。
- 教職員研修の充実を図り、教員の指導力の向上や特別支援教育に対する理解を図る。
- (8) 日本や世界の文化・伝統に触れる機会の充実を図り、郷土や我が国を愛する心、誇りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深め、世界の中の日本人としてのアイデンティティを育てる教育を推進する。また、帰国及び外国人の子どもへの適切な対応を進めるため、教育相談、適応指導の充実に努める。
- (9) 子どもが健康や生活について自ら考え判断し行動できる実践力の育成のために生活習慣や健康・体力づくりに対する興味・関心を高めるとともに、食育の在り方を検討し、食に関する指導の一層の充実を図る。

### 【基本方針3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められている。

そのために、市民一人一人が、生涯を通じて、自ら学び続けることや、文化・スポーツに親しむことで、社会参加できる機会を充実し、生きがいに満ちた生活を送ることができる環境づくりを目指す。

- (1) 少子高齢化に対応した学習と学習成果を生かした地域活動や社会参加の仕組みづくりを推進し、生涯学習の振興を図る。
- (2) 生涯学習関連機関との連携協力を密にし、市民の生涯学習を総合的・計画的に推進していくための生涯学習支援のネットワークづくりを進める。
- (3) 学校の施設や地域の人材等を活用し、子どもを中心に学習活動や文化・スポーツ活動の支援を行う地域生涯学習事業を推進し、地域の主体的な活動による体験活動等の支援を図る。
- (4) 公民館や図書館などが、学習・交流の機会や情報の提供を充実するとともに、青少年教育や家庭教育を支援する等の事業の充実を図るなど市民の社会教育活動を支援していく。

豊かな人間性をはぐくむことを目指した体験活動・奉仕活動等の青少年教育事業の充実を図る。

家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育て講座、親子体験事業などの機会の提供及び関連情報の提供に努める。
- (5) 芸術・伝統文化などに親しみ、参加できる機会を提供するとともに、市民の文化の創造・交流の場の充実を図る。
- (6) 西東京市の自然と歴史の中で培われてきた有形・無形の文化財の保護・継承に努めるとともに、文化財の公開・活用を進める。
- (7) スポーツ振興計画に基づき、スポーツ施設にかかる指定管理者や西東京市体育協会及び大学等の地域スポーツ団体と連携を図りながら、市民のスポーツの振興、健康や体力

づくりを進める。また、スポーツ活動の場の整備や指導者及び総合型地域スポーツクラブの育成等に努める。

#### 【基本方針4 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進】

家庭・学校・地域の協働とすべての市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を展開することが求められる。

そのために、地域の特性を踏まえた視点に立つ教育行政を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を進めていく。

- (1) 学校運営連絡協議会を充実させ、保護者や地域住民の参画を求めるとともに、保護者や地域住民等の学校の関係者による評価を学校経営に積極的に反映させ、その結果を公開することで、開かれた学校づくりを一層推進する。
- (2) 各学校の学校経営計画に基づく教育活動の取り組みや成果などを評価・検証する仕組みを構築し、自己評価の結果を公開する一方、学校へのよりきめ細かい支援を行うために必要な組織及び体制について検討する。
- (3) 学校教育の改善に対する各学校の自律的取り組みを進めるため、校長のリーダーシップの確立を図るとともに、副校長や主幹による学校の組織的な課題解決力の向上を図る。
- (4) 教員の資質・能力の向上を図るため、教員のライフステージとキャリアプランに応じ、人事考課と連動した能力開発型の研修を行うなど、研修体系に基づいた新たな研修の整備・充実を図る。
- (5) 教員の授業力向上を図り、授業改善に生かすため、年間指導計画の改善や充実、週ごとの指導計画の作成、授業公開や授業を中心とした校内研修の充実等を推進する。
- (6) 文部科学省の実施する「全国学力・学習状況調査」や東京都教育委員会の実施する「学力向上を図るための調査」を、学力等の実態を把握する重要な機会と位置付け、この分析結果を積極的に公開する。各学校は、調査結果に基づく「授業改善推進プラン」を作成し、保護者・地域と連携しながら実証・改善していく授業改善サイクルを確立することにより、子どもの学力向上を推進する。
- (7) 学校内外における子どもの安全を確保するため、セーフティ教室での安全指導、学校での地域安全マップや危機管理マニュアルの作成、学校安全連絡会等を中心としたボラン

ティアへの協力依頼等、学校・保護者・地域・関係機関が一体となった取り組みを一層推進する。また保護者・地域で取り組まれている子どもの安全を守る活動を積極的に支援していく。

- (8) 学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であることや生涯学習の推進の観点から、学校施設・機能の開放や施設の一層の整備とその効率的な運営を図る。また、少子化の影響により、子どもが減少している地域と、大規模開発等によるマンション建設や住宅開発により、子どもの増加が見られる地域との偏在が生じていることなどから、小・中学校の適正規模、適正配置について検討する。

(平成 20 年 2 月 26 日 西東京市教育委員会決定)